

令和 5 年 度

国の予算編成に対する要請書

令和 4 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13（1924）年に人口 5 万人で誕生した本市は、令和 4（2022）年 5 月時点で人口が 154 万人に達し、わが国の人口減少が進む中においても、本市では当面の人口増を見込んでいます。また、市内には研究開発機関が数多く立地し、その数が 550 以上に及ぶなど、成長力の高い都市となっています。

本市は、令和 6（2024）年に市制 100 周年という歴史的な節目を迎えます。SDGs 未来都市として、誰一人取り残さず、今後も持続可能な都市であり続けるために、少子化、超高齢社会に向けた地域包括ケアシステムの取組や令和 32（2050）年の脱炭素社会実現に向けた取組を事業者、市民の皆さまとともに進めています。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、本年度からの 4 年間を期間とする「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまちかわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、社会・経済全体への大きな影響が生じており、特に本市のような人口が集中する大都市では、市民の安全・安心な暮らしを守るために、迅速かつ柔軟な対応が必要となっています。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた新たな日常においても、市民ニーズへきめ細かに対応するためには、デジタル化の急速な進展などにも対応しながら、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、税源移譲を進めることが不可欠です。

また、特別自治市制度の創設など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現が必要です。

真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和 5 年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和 4 年 6 月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

重 点 要 請 項 目

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
特別自治市制度の創設について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
ふるさと納税制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・	8

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

新興感染症等対応における役割分担の明確化等について【新規要請項目】・・	1 0
システム統一・標準化について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
G I G Aスクール構想の実現について・・・・・・・・・・・・	1 4
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	1 6
待機児童の継続的な解消と保育の質の確保に向けた支援について・・・・・・・・	1 8
子どもの医療費助成の在り方の検討について・・・・・・・・	2 0
児童養護施設等の処遇改善について【新規要請項目】・・	2 2
多摩川における治水対策の推進について・・・・・・・・・・	2 4

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と イノベーション・エコシステムの構築について・・・・	2 6
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	2 8
水素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	3 0

要 請 項 目

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について・・・・・・・・	3 6
就労支援事業に係る財政措置等について【新規要請項目】・・・・・・・・	3 8
政策医療の維持にかかる支援の強化について・・・・・・・・・・・・	4 0
予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・・・・・・・	4 4
児童虐待対策及び女性保護事業に係る体制等の強化について・・・・	4 6
教職員定数の改善等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
全国都市緑化かわさきフェアの開催を踏まえた公園等整備事業について・・	5 0
緑地保全事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
川崎臨海部の土地利用転換について【新規要請項目】・・・・・・・・	5 4
羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について・・	5 6
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	5 8
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・・	6 0
五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・	6 2
河川管理施設の老朽化対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
水道管路更新・耐震化の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
工業用水道管路更新の推進について【新規要請項目】・・・・・・・・	6 8
下水道整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
プラスチック資源循環に向けた取組について・・・・・・・・・・・・	7 2
脱炭素化に資する廃棄物処理施設整備事業の推進について・・	7 4

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
拠点地区等の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・・・・・	8 0
道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策について・・・・・・・・・・	8 2
広域幹線道路網の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
首都高速道路等の料金施策に係る措置について・・・・・・・・・・・・	8 6
幹線道路の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
京浜急行大師線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・	9 0
J R 南武線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 2
川崎港の機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 4

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 項 目

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 現行 6 : 4 となっている国と地方の「税の配分」をまずは 5 : 5 とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が自主性・独自性を発揮して活用できるよう、より自由度が高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現には、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは 5 : 5 とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分とする必要があります。
- 本市をはじめとする指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかし、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要があります。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業が交付金の対象となるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

■ 国・地方間の税源配分の是正

国・地方における税の配分状況（令和4年度）

《現 状》

国 6：地方 4

税の配分

4	地 方 税
	41兆3,073億円
	37.1%
:	国 税
6	70兆383億円
	62.9%

税の実質配分

7	地 方
	77兆3,687億円
	69.5%
	(地方税 41兆3,073億円)
	(地方交付税 18兆9,582億円)
	(地方譲与税 2兆5,978億円)
	(国庫支出金 15兆648億円)
	(国直轄事業 負担金 △5,594億円)
3	国
	33兆9,769億円
	30.5%

総額 111兆3,456億円

税源移譲

真の分権型社会の実現

《まずは》

国 5：地方 5

税の配分

5	地方税
↓	
5	国税

税の実質配分

	地方
	国

税さらな譲る

《さらに》

国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

税の配分

	地方税
↓	
	国税

役割分担

	地方の役割
	国の役割

消費税、所得税、法人税等の複数の基幹税の税源移譲により税配分をまずは「5:5」とすることが必要

■ 都市的財政需要及び都市税源の配分の状況

都市的財政需要
市民1人あたり比較（令和元年度）

（単位：千円）

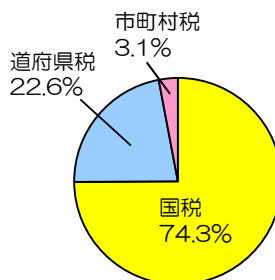
	全国	指定都市
土木費	47.9	<u>62.6</u>
民生費	160.1	<u>192.8</u>

大都市は都市的財政需要が大きい

注 全国の数値は、指定都市及び特別区を除いている。

消費・流通課税の配分割合

（令和4年度）

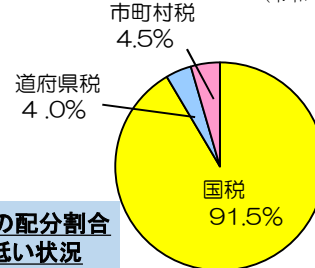


都市税源の配分割合が極めて低い状況

注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の
配分割合（実効税率）

（令和4年4月1日時点）

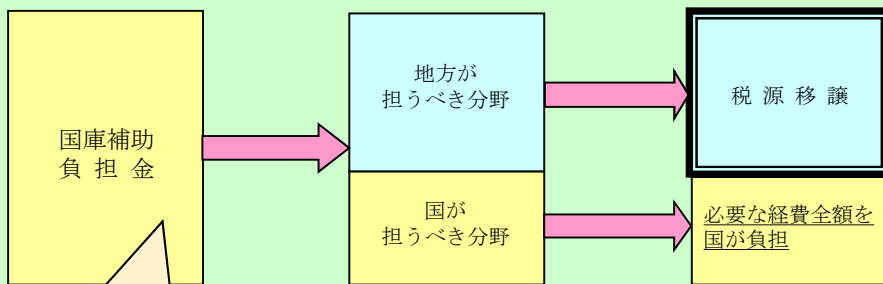


注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

大都市特有の需要に対応するために都市税源の拡充が必要

■ 国庫補助負担金の改革

「国庫補助負担金の改革」のイメージ



移譲されるまでの間は総額確保が必要

国と地方の役割分担を見直し、地方が担うべき分野は税源移譲することが必要

この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

特別自治市制度の創設について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別自治市」制度を創設すること。
- 2 特別自治市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

■ 要請の背景

- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているものの、その経費を道府県税として負担しています。権限に見合う財源を税制上措置し、受益と負担の関係のねじれを解消する必要があります。
- 今般のコロナ禍における県市間の役割分担や連携・調整に課題があったこと等を踏まえ、感染症の拡大や大規模自然災害等の危機的事象に対し、人口や社会インフラが集中する大都市自らが積極的に対応できる仕組みを構築する必要があります。
- これらに加え、今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域の課題を解決していく必要がある中、二重行政の解消などにより、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、特別自治市制度の創設が必要です。
- 指定都市が特別自治市に移行することで、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することができます。

■ 特別自治市が創設されることによる効果等

- 窓口の一本化による住民サービスの利便性向上、司令塔の一本化による迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決、事務の効率化・組織の簡素化による経費削減、我が国全体の経済成長を牽引など

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制の弊害

指定都市制度創設から65年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっていない

＜指定都市と道府県との間で事務・権限を分ける二層制の弊害＞

- 二重行政の発生
- 道府県が介在することで調整に時間を要する

効率的・効果的な行政運営ができない！

＜本市における具体例＞

	重複型	分担型	関与型
川崎市	・市営住宅・市立図書館・市立学校の設置	・認可保育所の設置認可	・都市計画事業の実施
神奈川県	・県営住宅・県立図書館・県立学校の設置	・私立幼稚園の設置認可	・市が提出する都市計画事業の認可
	重複	権限を分担（分断）	関与

■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額（令和4年度予算に基づく概算）

神奈川県に代わって負担している経費
（特例経費一般財源等所要額）

257億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの
（例：土木出張所）

左の経費に対する税制上の措置

209億円

48億円

（税制上の措置済額）

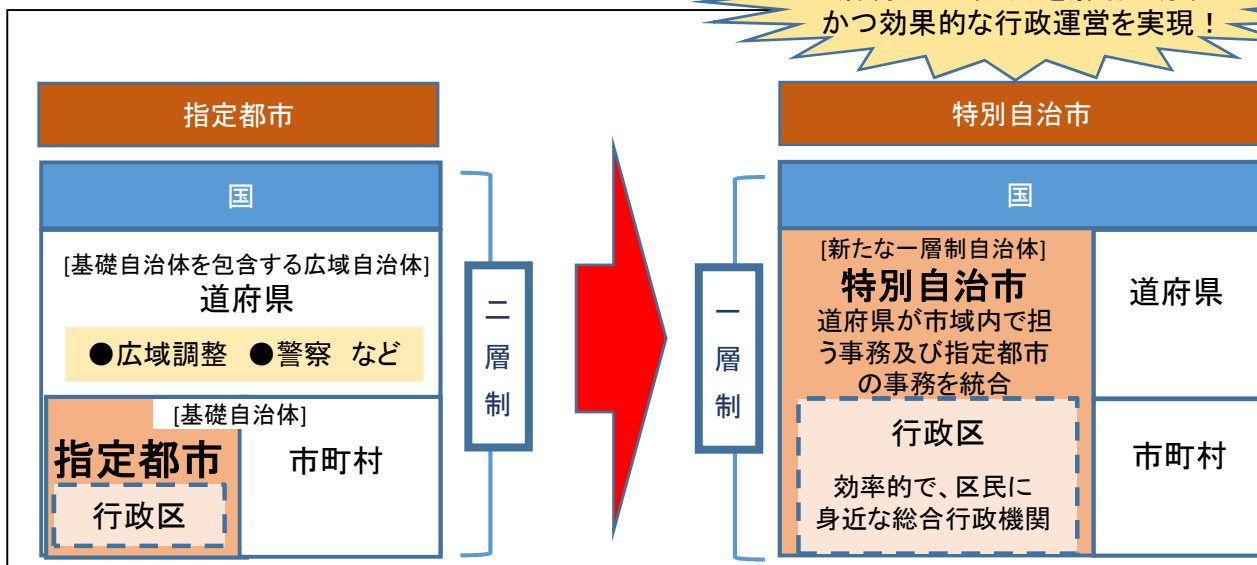
税制上の措置不足額

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に伴い、所要額について税制上の措置が必要！！

■ 特別自治市の姿

二層制（二重行政）を解消し効率的かつ効果的な行政運営を実現！



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別自治市推進担当
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-2761
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について

【総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

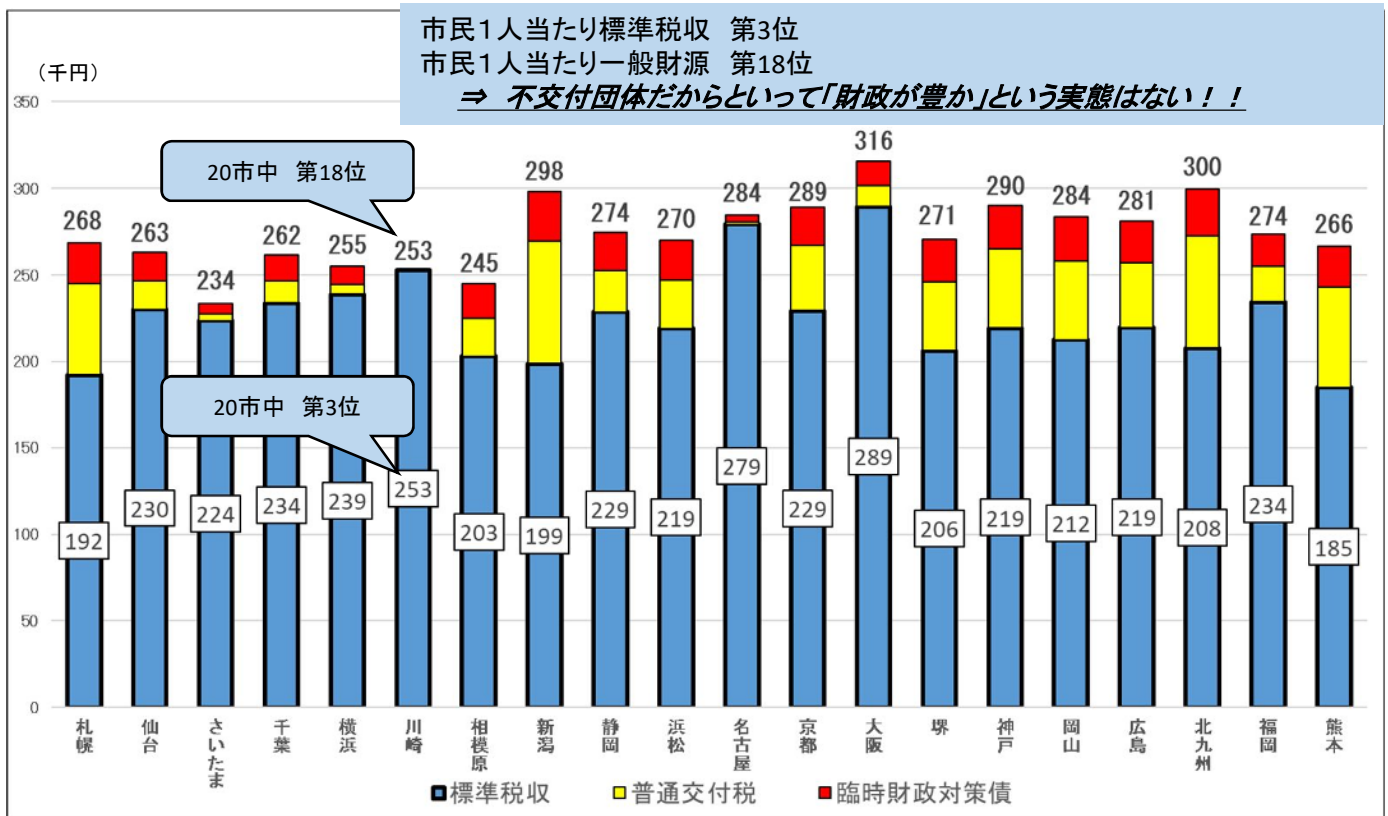
■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

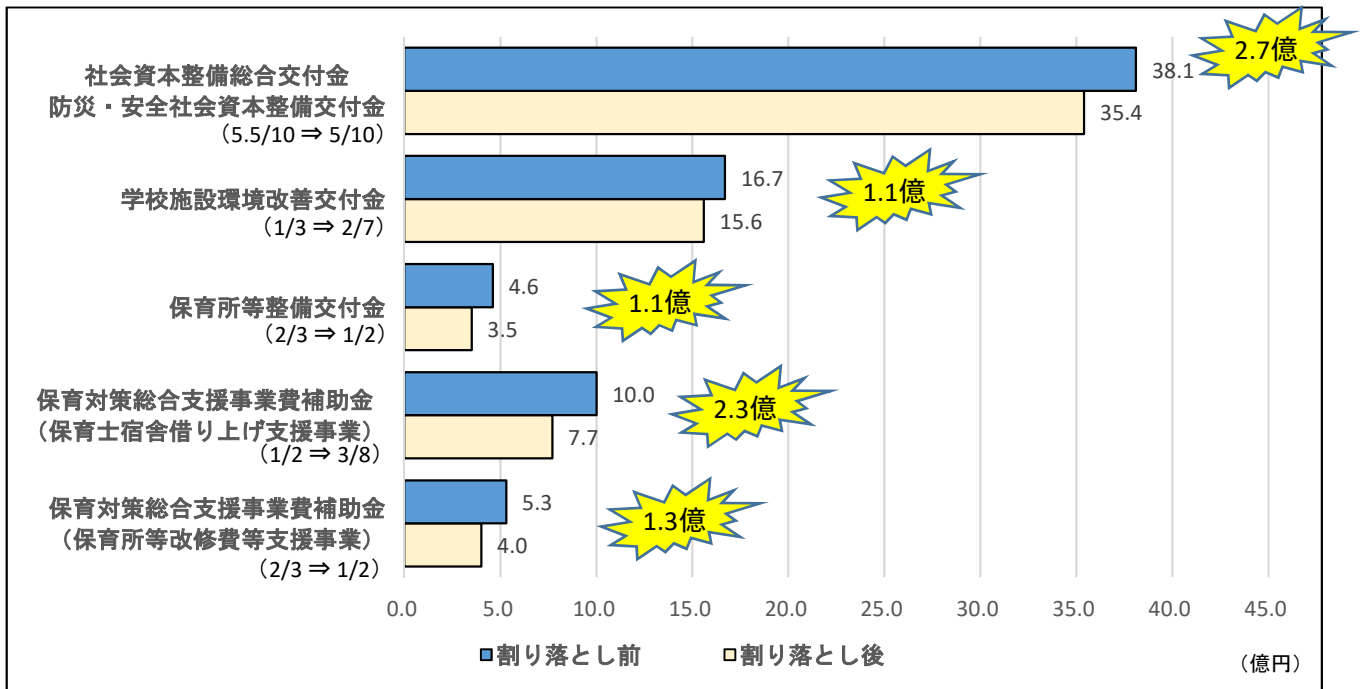
■ 要請の背景

- 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。
- 本市は令和4年5月時点で人口が154万人に達し、わが国の人口減少が進む中においても当面の人口増を見込んでいる「元気な都市」であり、普通交付税不交付団体であることが続いていたため、「財政が豊か」というイメージを持たれています。
- 一方、指定都市を市民1人当たりの標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第18位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。
- 本市は、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上であり、また、不可避免に増加する社会保障関係費に加え、少子高齢化対策、地域経済の活性化、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、大都市特有の財政需要を抱え、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。
- 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。

■ 1人当たり標準税収及び一般財源の比較(令和2年度決算)



■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額(令和4年度予算)



地方交付税での財源調整との二重の調整となる財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと

ふるさと納税制度の見直しについて

【総務省】

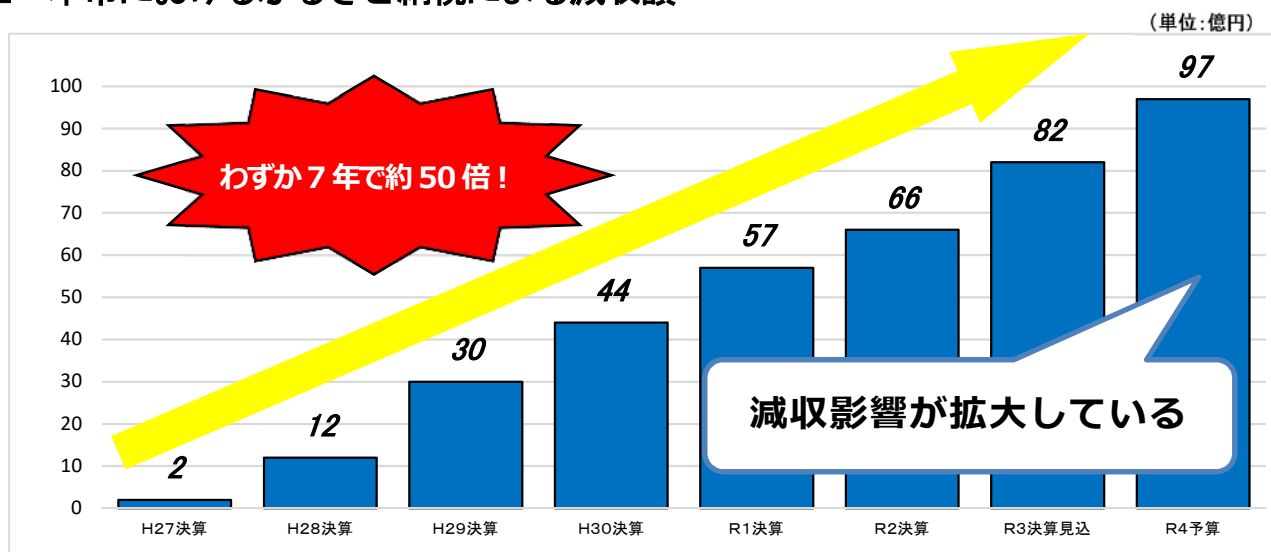
■ 要請事項

- 1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。
- 2 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

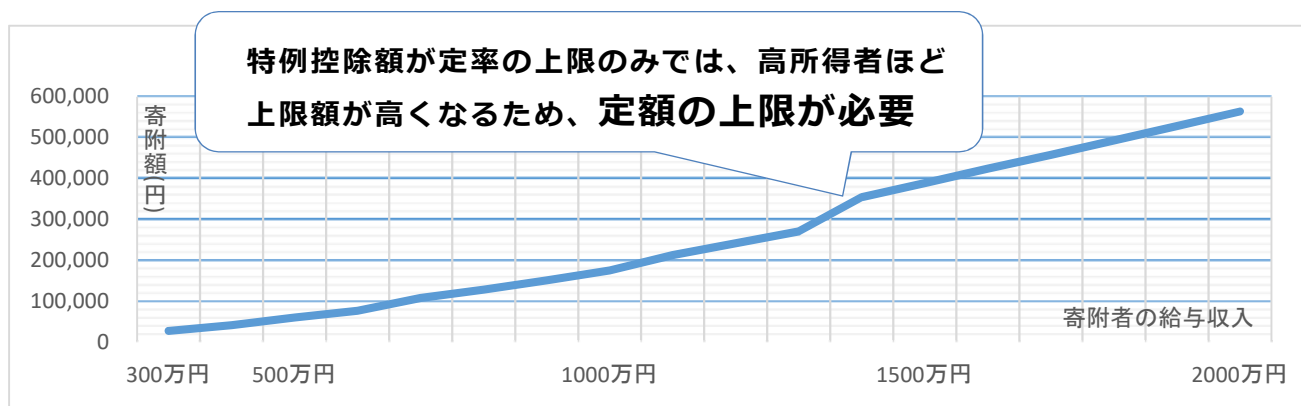
■ 要請の背景

- 多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、育ち、就職等を機に都会に出て、そこで納税することとなりますが、自分を育ててくれた「ふるさと」に対しても、自分の意思で一部でも納税できる制度として創設されたものがふるさと納税制度です。
- ふるさと納税制度の理念は、納税者が寄附先を選択することを通じて、「税の使われ方を考えるきっかけ」となり、また「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」、「自治体が取組をアピールし、競争が進む」こととされていますが、本来の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。
- ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、本市のような都市部では、流出の影響額が大きくなっており、看過できない状況です。
- ふるさと納税指定制度の創設による見直しがされましたが、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されている状況です。
- 現在の状況を見直すためにも、納税者への影響割合等を考慮した上で、特例控除額に10万円の上限額を設定するなど、見直しを早急に行う必要があります。
- 「ワンストップ特例制度」について、所得税控除相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直す必要があります。
- 制度見直しまでの間は、減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市におけるふるさと納税による減収額



■ 特例控除額の上限の目安 例：独身又は共働きの場合



■ ワンストップ特例制度による影響

◆ 確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較

(例: 年収 700 万円の給与所得者(独身又は共働き)が 10 万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】		
適用 下限額 02万円	所得税 控除額 2万円	住民税 控除額 7.8万円
【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】		
適用 下限額 02万円	住民税 控除額 2万円	住民税 控除額 7.8万円

住民税控除額が 7.8 万円→9.8 万円へ

ワンストップ特例制度の適用を受けた場合、自治体の負担となる

地方特例交付金による補填が必要

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-3592
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

新興感染症等対応における役割分担の明確化等について

【内閣官房・総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後の新興感染症対応における、国・県・保健所設置市の位置付けや役割分担等の権限と財政措置について、平時・非常時を踏まえた整理・検証及び法的根拠等の明確化を行うとともに、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 感染症法では、国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めることとされており、原則として、積極的疫学調査、入院措置、自宅療養者の生活支援等の感染拡大防止対策は、保健所設置市の役割とされ、他方、予防計画の策定、感染症指定医療機関の指定など、広域的な観点から調整が必要となる事務等は、都道府県の役割とされています。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができるとされています。
- 医療法では、都道府県は、県域における疾病の発生状況等に照らし、特に必要と認める医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされています。
- 上記のように法制度上の権限が定められている一方で、関係法令における内閣官房や厚生労働省、県・市町村・保健所設置市の権限、国庫支出金を含めた財政措置等について、体系立てた整理ができていなかった事務も存在し、都道府県と保健所設置市間、さらには県内都市間においても認識にズレが生じている状況です。
- 今後も同様な案件が生じる事が想定されることから、関係法令における都道府県、市町村、保健所設置市の役割を精査した上で、平時・非常時での役割分担を明確化し、緊急時においても実効的に機能する仕組みを構築する必要があります。

■ 年末年始・ゴールデンウィークにおける発熱診療等医療機関への協力金について

医療提供体制確保に係る関係法令の規定

感染症法	国及び地方公共団体は、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
特措法	都道府県知事は、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。
医療法	都道府県は、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

課題

- ・ 法に明確な定めがない
- ・ 役割分担が不明確

国の動き

- ・ 令和2年度は、「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」を交付
⇒ コロナ禍におけるインフルエンザ流行期の診療・検査体制を整備
- ・ 令和3年度のゴールデンウィーク時も連携を図り体制整備するよう通知
⇒ しかし、補助金交付は廃止
- ・ 令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な加算を実施
- ・ 令和4年1月下旬、医療機関の逼迫回避策として、自ら検査した上での受診や、自ら検査した結果をもって自治体の健康観察を受けることができる取扱いを開始
- ・ 令和4年7月31日まで診療報酬上の臨時的加算算定を継続

課題

- ・ 医療機関の負担感、逼迫感は払拭していない

神奈川県内における年末年始・ゴールデンウィーク（GW）における医療提供体制

- 県がアンケート調査を行ったところ、協力する医療機関が少ないことが判明
↓
- 受診できない方が発生する可能性
↓
- 協力金を支給し医療体制を確保することとする。
↓
- 県内においては、役割分担が不明確なため認識にズレが生じている。
 - ・ 令和2年度年末年始：県が協力金を負担（緊急包括支援交付金）
 - ・ 令和3年度GW：県が協力金を負担（地方創生臨時交付金）
 - ・ 令和3年度年末年始：保健所設置市については、各市で負担（本市負担分：43,150千円）
 - ・ 令和4年度GW：保健所設置市については、各市に負担を求められている（本市負担見込：約50,000千円）

法令における権限の輻輳による弊害

他都市の状況

- ・ 東京都：都の事業として実施。協力金も都が負担し市区町村には求めない。



国・県・保健所設置市の役割分担等の権限と財政措置について、

平時・非常時を踏まえた整理・検証及び法的根拠等の明確化を行い、

地域の実情に応じた財政措置を講ずること

システム統一・標準化について

【デジタル庁・総務省】

■ 要請事項

- 1 システム統一・標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等には相当の検討期間を要することから、自治体へ早期の情報提供を行うとともに、標準仕様作成等のスケジュールを遵守すること。
- 2 都市の態様により業務環境が異なること等を踏まえ、自治体の意見を十分に聴取した上で、指定都市特有の業務実態や課題を考慮した標準仕様、及びガバメントクラウドの機能を提示すること。
- 3 移行スケジュールが令和7年度を超える場合も柔軟な対応を行うこと。
- 4 統一・標準化に係る経費については、国の責任において全額負担すること。

■ 要請の背景

- 各自治体の実情や地域特性を考慮し、市民サービスや効率性を低下させないような標準仕様の作成が必要です。また、自治体がシステム統一・標準化に向けた詳細な移行スケジュール策定等を行うため、早期に情報提供を行う必要があります。
- ガバメントクラウドの利用にあたっては、指定都市特有の大量データを安定的に処理できる回線容量や処理能力が確保され、円滑な運用が可能であることが必要です。また、自治体独自にガバメントクラウド上で標準準拠システムと密接に連携する場合にはその連携に要する経費は補助対象となるとされていますが、その対象範囲と費用の明確化が必要です。
- 円滑な移行手法等を確立し、自治体に提示する必要があります。また、令和7年度の移行期限については、作業負荷、人員の確保、移行集中によるリスクや市民サービスへの影響等を考慮し、令和7年度以降でも移行できるよう財政面を含めた柔軟な対応が必要です。
- システム統一・標準化は住民サービスの向上やコスト削減を目指すものですが、移行には多大な負担が生じます。補助基準額の上限額の算定方法が提示されましたが、本市の移行等に係る費用が上限額を超えることが見込まれるため、統一・標準化に係る経費については全額国が負担し、十分な財政支援を行うことが必要です。

■ 本市における情報システムの状況と想定される移行時期

＜本市のシステムの状況＞

本市では標準準拠システムの対象となる「**基幹20業務**」を13システムに分けて管理している。

＜移行スケジュール想定について＞

国の標準仕様書の公開時期から、**ベンダーによるパッケージシステムの構築、本市でのデータ移行・テスト等の適用作業**をすると、標準準拠システムへの移行は**令和7年度末頃に集中**



短期間に移行作業が集中し、**作業負荷及びシステム移行のリスクが極大化**

- ✓ 早期の情報提供
- ✓ 指定都市の実態を踏まえた標準仕様の作成
- ✓ 移行期限の柔軟な対応
- ✓ 十分な財政支援

が不可欠！！

＜本市の情報システムのライフサイクル＞

本市のシステム名称	対応する基幹20業務	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1 区役所事務サービスシステム	住民基本台帳、印鑑登録	△						
2 戸籍総合システム	戸籍・戸籍の附票		△					
3 選挙システム	選挙人名簿管理		△					
4 市税システム	固定、市民、法人市民、軽自税	△						
5 国保ハイアップシステム	国民健康保険		△					
6 国民年金システム	国民年金		△					
7 福祉総合（1次）システム	介護保険、生活保護		△					
8 福祉総合（2次）システム	障害者福祉、児童手当 児童扶養手当	△	△					
9 福祉総合（3次）システム	子ども・子育て支援		△					
10 後期高齢者医療システム	後期高齢者医療		△					
11 保健所総合システム	健康管理		△					
12 就学事務システム	就学	△						
13 就学援助システム	援助	△						

大半のシステムのライフサイクルが標準化の時期と合わない状況※

△ 標準仕様の策定時期

△ 次期システムのライフサイクル

※ 令和7年度末までに移行できるように各システムで対応予定

※例えば、**市税システム**は令和5年1月の稼働へ向け構築中で運用保守は令和14年度まで契約済みのため、**十分な財源措置及び移行時期等について配慮が必要**

＜システム統一・標準化に対する補助金＞

●補助金の対象となる経費

調査等準備経費
文字の標準化・データ移行等に要する経費
環境構築に要する経費
テスト・研修に要する経費
関連システムとの円滑な連携に要する経費
契約期間中における既存システムの整理に要する経費

●補助金の上限額

指定都市 83,500万円
+ (人口-50万人)
× 460.0円/人

⇒約13億円が上限額

⇒費用が上限額を超えることが見込まれるため、国の責任において全額負担すること。

●システム稼働場所

ガバメントクラウド

補助対象

庁内に設置

補助対象外

⇒庁内に設置した場合でも補助金の対象となるようにすること。

G I G A スクール構想の実現について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 児童生徒 1 人 1 台端末環境の維持のため、端末の更新費用、追加アプリの導入費用、教職員用端末の購入・保守管理費用及び児童生徒数の増加に伴う端末の追加購入整備費用等についても国庫補助の対象とするとともに、補助単価の引き上げを行うこと。
- 2 I C T 支援員の配置に係る財政措置を継続し、増員経費も国庫補助の対象とするなど、人的支援についても継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- 3 通信ネットワークの維持のため、高速インターネット回線接続費用及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。また、児童生徒数の増加や少人数学級に伴う学級数の増加等により、無線アクセスポイントの追加工事が必要となるため、国庫補助事業の事業実施期間を延長すること。
- 4 本構想は、全国一律に実施する施策であることから、学習者用デジタル教科書等も含め、国の責任において、確実な財政措置を講じること。

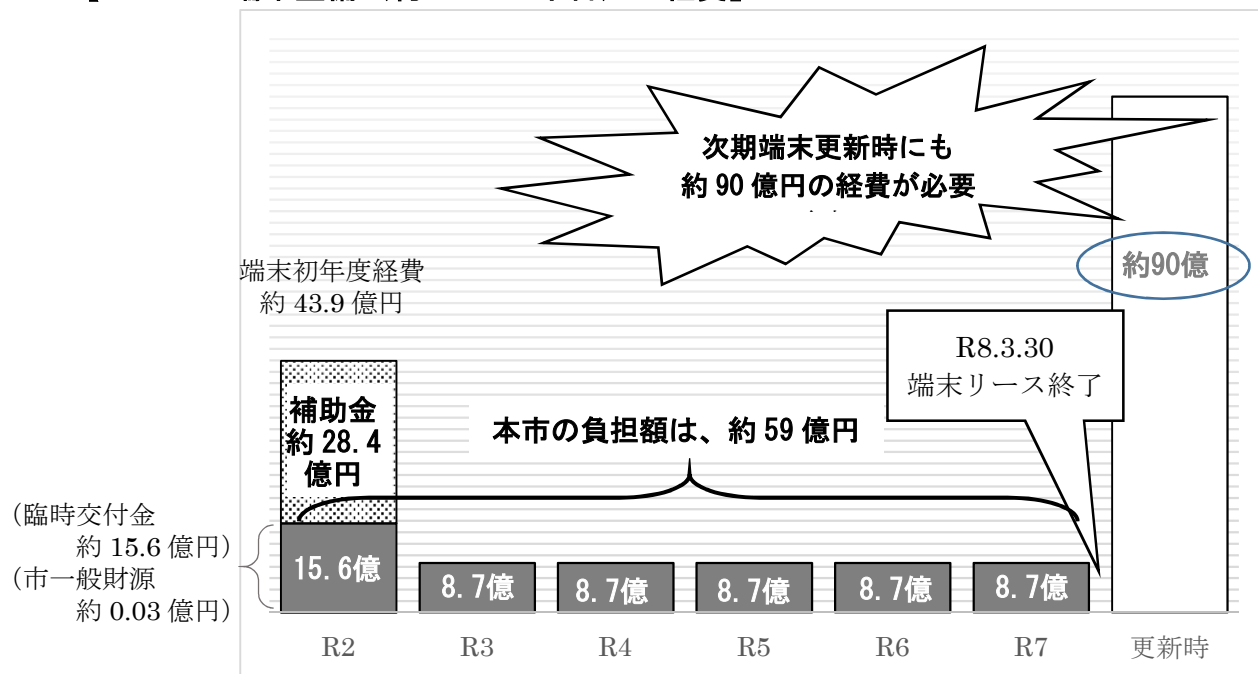
■ 要請の背景

- 令和元（2019）年 12 月 5 日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されたところです。
- 本市では、様々な機会をとらえ、これまでも国に対して、Society5.0 を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場における ICT 環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各地方自治体の財政に与える影響は非常に大きいものとなっていますので、国において更新費用に対する財政措置のあり方を早期に示す必要があります。

■ 児童生徒 1 人 1 台端末環境の継続に係る経費

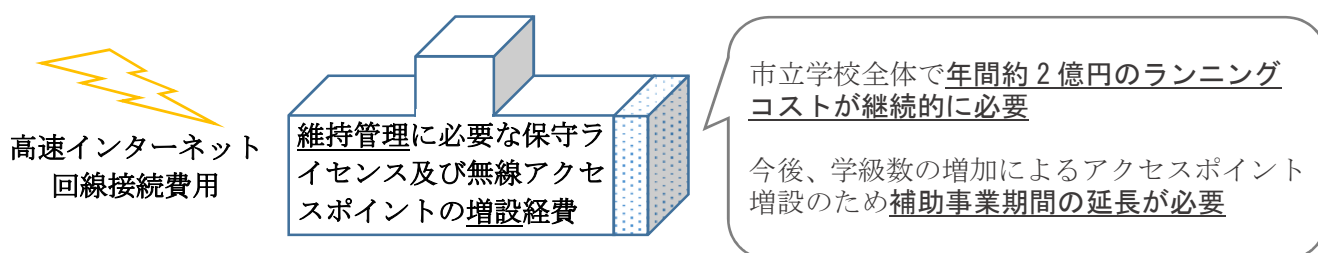
国のGIGAスクール構想を実現し、1人1台端末環境を整備していく上で、児童生徒数3人に2台分（45,000円/台）の補助だけでは、自治体の負担が大きく、必要台数すべてに係る費用全額について継続的かつ十分な財政措置を講じることが必要です。

【GIGA端末整備（約11万7千台）の経費】



端末更新時には必要台数全てを補助対象とし、補助単価の引き上げが不可欠。

■ 通信ネットワークの維持に係る経費



■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。

・学習者用デジタル教科書等についても紙の教科書と同様に無償給与すること。
・特別教室を含む全ての教室においてデジタル教科書が活用できるよう環境整備の補助事業期間を延長すること。

・義務教育段階において全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであるため、後年度負担も含め、国による確実な財政措置を講じること。

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 新設校の整備にかかる負担金について、開校後の児童数の増加見込みを適切に反映し、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充を図ること。
- 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。
- 4 工事発注時期の平準化を可能とするため、ゼロ債務負担行為を活用できるよう、補助制度の見直しを図ること。

■ 要請の背景

- 令和4年度事業はすべて採択されたものの、依然実際の工事費と補助単価に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。
- 本市は、首都圏の中心に位置しており立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、局地的な児童数急増への対応として、新川崎地区に小學校新設を予定しています。開校後、一定期間は児童数が増加を続ける見込みであるものの、開校4年目以降の増加見込みが反映できず、こうした実態に制度がそぐわないため、所要の負担金を最大限活用できない状況があります。
- 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校が少なく、一般の義務標準法の改正に伴い、多くの学校で教室の転用や増築が必要となる見込です。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。
- 長寿命化改良工事を3箇年で行っており、契約については、毎年度内定後に単年度契約で行っています。入札・契約時期が集中するため、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保することができず、入札不調・不落となるリスクがあります。入札・契約時期の平準化により、受注者側が効率よく人材や機材等を稼働させることを可能とする必要があります。

■ 年度別の計画事業量と採択状況

(単位:百万円)

年度	計画事業費	交付決定額	(予算区分)		採択率	補正率
			当該年度 当初予算	前年度 補正予算等		
	A	B	C	D	B/A	D/B
R2	2,405	2,405	0	2,405	100.0%	100.0%
R3	1,914	2,509	0	2,509	131.1%	100.0%
R4	1,733	1,846	0	1,846	106.5%	100.0%

※補正率: 交付決定額のうち、補正予算などの前年度予算により措置された割合

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。
→ **実勢価格との乖離解消と併せ、柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要です。**

■ 負担金等の制度拡充

●新川崎地区新設小学校の児童数及び学級数(推計値)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数	688	880	1,055	1,148	1,219	1,236	1,231
学級数	22	28	33	36	38	38	38

※ R7 年度開校

負担金の算出基準
となる年度

児童数の増加は続くが、
負担金の算定対象外

新設校は、児童数が一定期間増加する見込みだが、負担金を最大限活用できない制度上の課題がある。
→ **地域の実情に合わせ、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充が必要です。**

■ 補助制度の拡充

リース方式について、現在の制度では、補助を活用できない。

→ **教室不足に対応するための有効な手段であるリース方式についても補助金の活用が可能となるよう制度の拡充が必要です。**

■ ゼロ債務負担行為の活用による工事発注時期の平準化 (モデル例)

	0年目	1年目	2年目	3年目
現状		↓当初内定 (その1工事) I期 ○ ● → その1工事	↓当初内定 (その2工事) II期 ○ ● → その2工事	↓当初内定 (その3工事) III期 ○ ● → その3工事

	0年目	1年目	2年目	3年目
平準化	↓当初内定 (その1工事ゼロ債務負担行為) I期 ○ ● → ↑ その1工事 その1工事契約	↓当初内定 (その1工事2年目工事費 + その2工事ゼロ債務負担行為) II期 ○ ● → ↑ その2工事 その2工事契約	↓当初内定 (その2工事2年目工事費 + その3工事ゼロ債務負担行為) III期 ○ ● → ↑ その3工事 その3工事契約	↓当初内定 (その3工事2年目工事費) IV期 ○ ● →

----- 破線の部分がゼロ債務負担行為の活用

入札・契約時期が集中すると、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保することができず、入札不調・不落となるリスクがある。

→ **入札・契約時期を平準化し、受注者側が効率よく人材や機材等を稼働させるため、出来高がなくても内定が可能となるよう、国土交通省の取組に倣い制度の拡充が必要です。**

待機児童の継続的な解消と保育の質の確保に向けた支援について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 待機児童の継続的な解消に向けて、受入枠拡大及び人材確保に必要な財政措置を講ずること。
- 2 医療的ケアを必要とする児童受入れのための場の拡充や環境整備に必要な財政措置を講ずること。
- 3 保育士等の処遇改善に向け、公定価格の算定対象を職員配置数に応じた柔軟な設定とするとともに、保育士等処遇改善事業について、対象範囲を拡充すること。
- 4 公定価格の制度の簡略化により、事業者の業務負担の軽減に努めること。

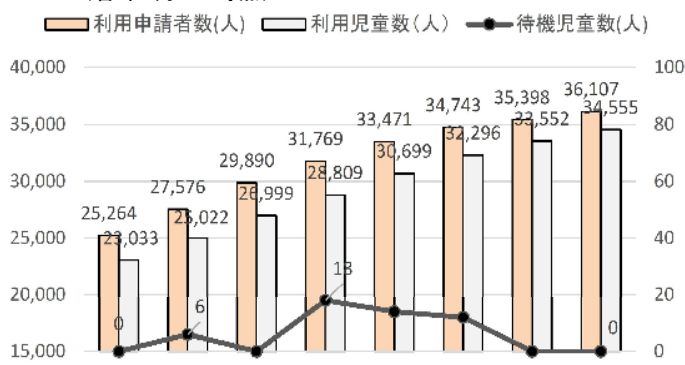
■ 要請の背景

- 子育てと就労等の両立に向け、保育ニーズが依然として増加傾向であることから、引き続き、施設整備等により保育受入枠の拡充が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置を適用する必要があります。
- 市内認可保育所の約 90%が保育士宿舍借り上げ支援事業を利用しており、人材確保の状況に大きく影響するため、対象期間の見直しは慎重にする必要があります。
- 医療的ケア児の受け入れの促進に向けて、環境整備等が急務であることから、保育総合支援事業費補助金の嵩上げ措置の拡充が必要です。
- 本市は、入所児童の処遇向上、施設職員の待遇改善等を図るため、国が定める最低基準に対し、市の独自加配を行っていますが、保育受入枠の拡大に伴い、財政負担が増加しています。また、当該加配職員については、令和4年2月以降に行われている収入を3%程度引き上げるための措置の対象外となっています。
- 児童、保育士等の処遇改善に向け、働く場による差が生じないように、公定価格の算定対象に市の独自加配職員を含め、処遇改善事業についても、当該保育士等のほか、一時預かり事業や病児保育事業等まで広く対象範囲とすることが必要です。
- 新たな処遇改善の公定価格化に伴い、事業者の請求事務等がより複雑化します。

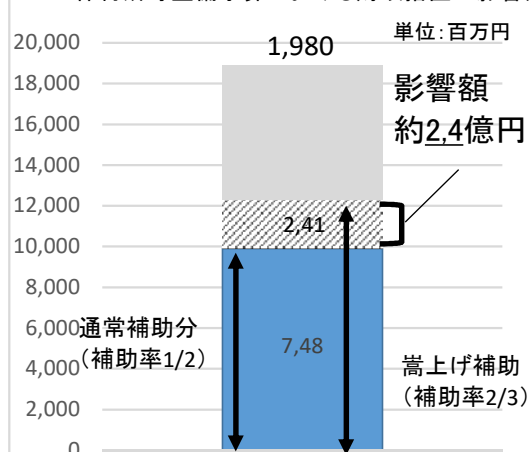
要請1

・待機児童の解消の継続については整備費等が不可欠であるが、補助率の嵩上げが待機児童を解消した場合等について翌年度適用とならないことから、市の負担が増加することとなり、取組の継続に支障が生じる。

本市の保育所等利用申請者数・待機児童数等の推移
(各年4月1日時点)



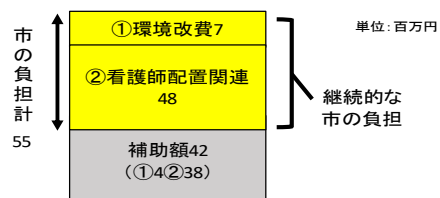
R4保育所等整備予算における財政措置の影響額



・長期的な待機児童解消に繋がるよう、整備費補助の嵩上げ(R4年度予算ベースで約2.4億円)については、待機児童数等によらず、適用すること。

要請2

R4医療的ケア児受入に関わる事業費



・医療的ケア児の受け入れの促進は急務であるが、環境整備や人的配置に対する継続的な経費を要することから、保育総合支援事業費補助金についてさらなる拡充を図ること。

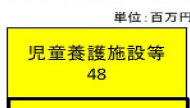
要請3

保育事業従事者関連



- 市加配保育士 150百万円
- 一時・病児保育 30百万円
- 認可外(市単独施策) 63百万円

社会的養護従事者関連



- ショートステイ 3百万円

・保育士等の処遇改善の3%程度(月額9,000円程度)の引き上げについて働く場によって差が生じないように、市の独自加配や一時・病児保育事業、ショートステイまで広く対象範囲とすること。

この要請文の担当課/要請1

要請2

要請3・4

こども未来局子育て推進部保育所整備課
こども未来局保育事業部保育第2課
こども未来局保育事業部運営管理課
こども未来局子育て推進部幼児教育担当
こども未来局保育事業部保育第1課
こども未来局保育事業部保育第2課
こども未来局こども支援部こども保健福祉課

TEL 044-200-2665
TEL 044-200-3948
TEL 044-200-2609
TEL 044-200-3794
TEL 044-200-2686
TEL 044-200-3948
TEL 044-200-2658

子どもの医療費助成の在り方の検討について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。
- 3 国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

■ 要請の背景

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。
- 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、より家計負担が大きくなる入院医療費助成の所得制限撤廃等の拡充を図ってきましたが、年々財政負担が大きくなる一方、さらなる制度拡充を求める声も上がっています。
- 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで共同で検討する体制づくりが必要です。
- 国民健康保険の国庫負担金等の減額については、未就学児までを対象とする医療費助成の減額措置は平成30年度に廃止されましたが、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、全ての減額措置を廃止することが必要です。

■ 子どもの医療費助成の現状

- ・医療保険の自己負担分に対する、**地方単独事業による軽減措置の実施**
- ・地域間での格差及び拡充による**地方自治体の財政負担の増大**

■ 政令市の状況（令和3年度）

地方自治体間で差異が生じている状況

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	8	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市	6	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市
中学3年生まで	12	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	10	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市
小学6年生まで	0	—	4	札幌市、川崎市、岡山市、広島市
小学3年生まで	0	—	0	—

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	12	さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	2	さいたま市、名古屋市
一部負担金あり	8	札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、浜松市、京都市、大阪市、堺市	18	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	13	さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
所得制限あり	7	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市(※)、相模原市、大阪市、広島市

※川崎市は0歳及び入院の医療費助成に対する制限なし



子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう

- ・子どもの医療費助成について、**全国一律の制度を構築すること**
- ・国と地方自治体が**共同で検討する体制を構築すること**

この要請文の担当課／こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL 044-200-2695

児童養護施設等の処遇改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額や宿舎借上制度の創設等を行うこと。
- 2 現行の各施設種別における職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。

■ 要請の背景

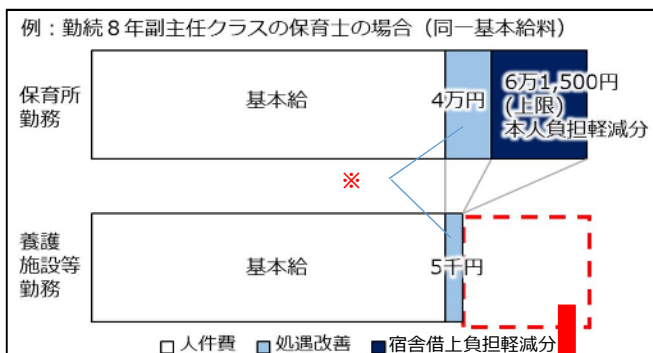
- 社会的養護については、里親による家庭養育を中心に進められていますが、施設養護も重要な役割を担っており、各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいます。
- 児童養護施設や乳児院等には、虐待を受けた子どもや様々な課題を抱える児童への養育を行うため、保育士や児童指導員、心理療法担当職員など専門職が配置されていますが、これらの職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、都市部を中心として人材の確保に苦慮している実態があります。
- 一方で、児童相談所における虐待通告件数や一時保護児童の増加に伴い、施設入所を含む社会的養護が必要な児童の増加が見込まれています。
- さらに養育が困難な子どもの増加により、施設職員には高い専門性が求められますが、過酷な勤務にも関わらず、待遇面の格差や不十分な職員配置数等により、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。
- 国は、「新しい社会的養育ビジョン」などにおける社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めています。そのためには、施設職員の人材確保・育成・定着を図るとともに、適正な職員配置が必要不可欠です。

■現状と課題

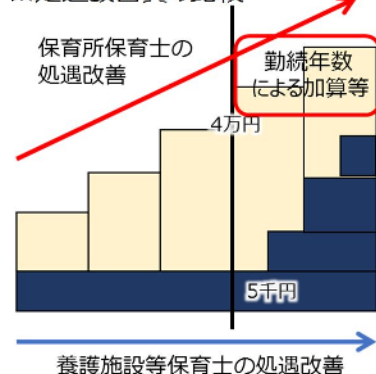
- 同じ保育士資格を有していても、**待遇面の格差**により、就職する場所を認可保育園とする方が多い。

⇒待遇面を改善し、児童養護施設等についても同等の待遇で採用活動できる環境が必要

(参考) 保育士人件費の比較 (モデルケース)



※処遇改善費の比較

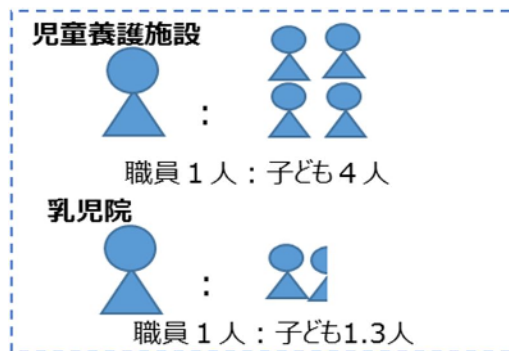


- 処遇改善の差
 - 宿舎借上制度の有無 (82,000 円 × 3/4 = 61,500 円)
- 上記2つの国の制度において、差が生じている。

- **24 時間 365 日**の生活施設であり、夜勤（宿直）の体制も考慮すると、夜間が手薄になったり、勤務が長時間化する傾向にある。
- ケアニーズの高い子どもに対し、集中的なケアが求められる中、現在の職員配置基準では、**過重労働**を強いられている。

⇒更なる専門性が発揮できるよう、配置基準の底上げなど、国からの支援が必要

現行の施設職員配置基準について（国基準）



人材の確保・育成・定着のサイクルの実現

■本市における主な取組

- 施設への直接処遇職員の加配
(各施設において、概ね職員：こどもが 1：1 となるよう保育士等を加配)
- 職員住宅手当加算の実施
(家庭支援専門相談員など、専門職に対する住宅手当の一部補助)
- 職員宿舎借り上げ支援事業（令和 4 年度開始）
(認可保育所のスキームを活用。国庫負担部分を全額市負担にて実施)

これらの取組を先行して本市が実施しているが、上記のような趣旨を踏まえ、国が措置費体系に組み込むなど、制度として実施することが必要

多摩川における治水対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。
- 2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。
- 本市においては、被害の最小化に向けて、国の「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている五反田川放水路を雨水貯留施設として暫定的な活用を開始しています。
- 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。
- 多摩川と平瀬川の合流部対策については、令和4（2022）年2月に「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」が策定され、平瀬川の堤防においては多摩川本川水位を考慮した整備が位置付けられたことから、多摩川の堤防整備と整合を図る必要があります。また、JR京浜東北線付近の堤防は、周囲の堤防高より低いことから、堤防機能強化等の治水対策を行う必要があります。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

土砂堆積の状況

〈河道内の土砂掘削による水位低減対策〉



三沢川との合流部



平瀬川との合流部



排水樋管放流部



堤防の状況

〈堤防機能強化等の治水対策〉



平瀬川との合流部（東久地橋付近）



J R 京浜東北線付近

浸水被害最小化に向けて、早急に対策を進めること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成とイノベーション・エコシステムの構築について

【内閣府・文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 殿町キングスカイフロントにおける国際戦略拠点の形成及び近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムの構築に向け、継続的な研究活動、産学官共創によるスタートアップの創出・事業化支援に係る取組に対して適切な支援制度を構築し、財政支援を講じること。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおける持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のあるべき社会像の実現に向けた革新的な研究開発及び産学官共創システム構築等に対して必要な財政支援を講じること。
- 3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、金融上の支援をはじめとする各種支援措置を充実すること。

■ 要請の背景

- 国際戦略拠点の形成は、日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的産業競争力強化に資するため、研究成果の社会実装化の加速など、国の政策課題として各取組へ財政支援策を講じることが必要です。
- 世界が抱える高齢化等による社会的課題を解決するため「ナノ医療イノベーションセンター」での革新的研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標実現のため、特区制度における各種支援措置の充実が必要です。特に総合特区支援利子補給金については、更なる充実が必要です。

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の状況

● ライフサイエンス関連を中心とした70機関が進出。域内就業者は約5,000人（うちライフサイエンス分野の就業者は約1,400人（うち研究者は約600人）※令和3（2021）年3月末時点



- 多くの企業・機関が集積し、イノベーションが生まれる土壌が整いつつある



ナノ医療イノベーションセンターにおける革新的な研究開発をはじめとした研究活動及びスタートアップの創出・事業化支援の取組を強力に推進するため、引き続き財政支援が必要

※令和3年度で終了を迎えたプログラム

地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（H29～R3）
COIプログラム（H25～R3）

- 国際戦略総合特別区域の第3期計画が令和4年度から開始



キングスカイフロントにおける更なる拠点形成の推進に向けて「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」における各種支援措置の充実が必要

特に総合特区利子補給金については、活用する事業者が増えても個々の事業者が十分な支援を得られるよう、更なる充実が必要

日本の成長戦略を牽引

我が国の国際的な産業競争力の強化

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部成長戦略推進部 TEL 044-200-2739

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

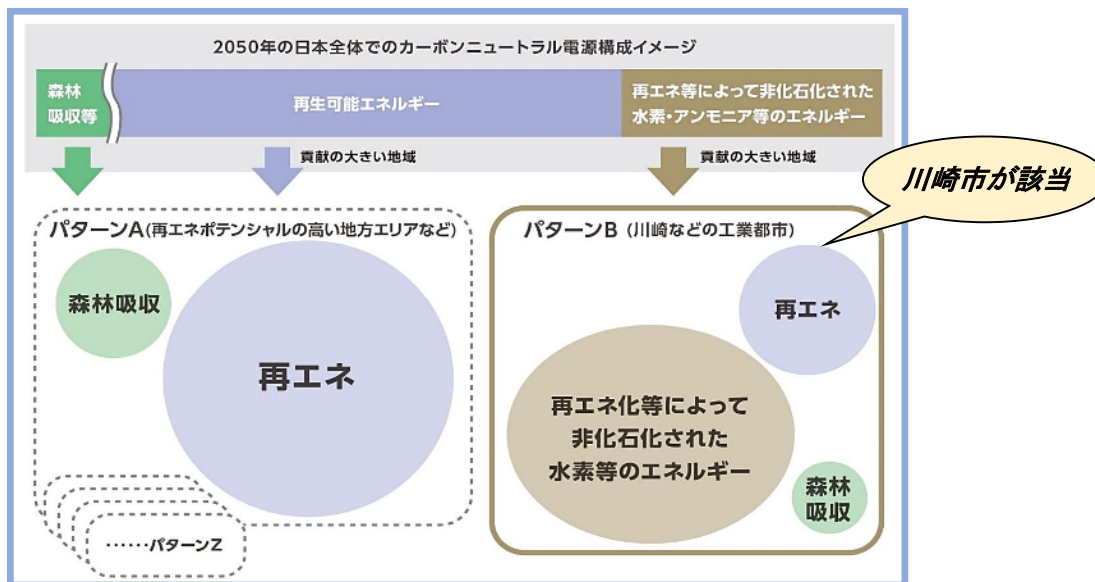
- 1 地域の特性を踏まえた脱炭素化の推進ができるよう、水素・アンモニア等によるエネルギー供給や、CCUS等の次世代技術の実装などについて、地域ごとの取組の方向性を示すとともに、必要な支援の仕組みを構築すること。
- 2 電力需給や再生可能エネルギーの普及状況などのエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であるため、誰もが的確に把握できる仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

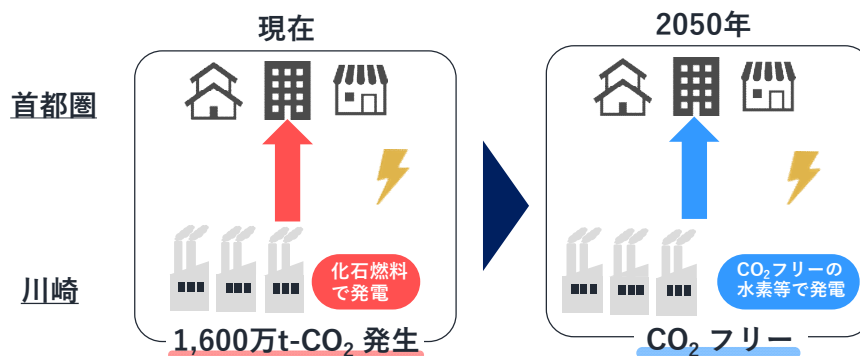
- 令和3（2021）年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーのほか、水素やアンモニア、CCUS等の利活用の必要性について言及しています。
- 令和4年度には、再生可能エネルギーの普及等に意欲的に取り組む自治体を対象とした新たな交付金が創設されましたが、再生可能エネルギーの期待可掘量が少ない本市においては、その他のエネルギーの利活用や次世代技術の活用も不可欠です。
- 本市は、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点であり、供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、国の脱炭素化に大きく貢献する可能性があります。そのポテンシャルを踏まえた取組の方向性は明確化されていません。
- 国や地方公共団体における温暖化対策の実効性を高めていくためには、水素・アンモニア等の利活用や、CCUS等次世代技術の実装化を見据え、再生可能エネルギーだけでなく、エネルギー供給システム全体の視点から地域ごとの取組の方向性を明確にし、その特性に応じた支援スキームの構築が必要です。
- エネルギーに関する取組を効果的に進める上では、地域内における再生可能エネルギー普及率、事業所・家庭における電気使用量や再生可能エネルギーの発電量等の把握が重要ですが、電力・ガスの自由化以降は営業秘密等により、事業者の協力が支障が生じており、地域単位でのオープンデータ化された情報開示が必要です。

■ 地域の特徴を踏まえた脱炭素化のパターン

再生可能エネルギーや原子力・水素・アンモニア等のエネルギー、CCUS等の次世代技術、森林面積などに係る期待可採量（ポテンシャル）は地域によって様々な特性がある



■ 川崎市のCO₂フリーエネルギーの可能性



川崎市は、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点となっている

⇒供給エネルギーのカーボンニュートラル化により、我が国の脱炭素化に大きく貢献する可能性がある

個々の地域特性を踏まえて、

再生可能エネルギー以外の脱炭素化に大きく寄与するエネルギーや、次世代技術の実装化に向けた環境整備の加速化が必要

水素社会の実現に向けた取組の推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

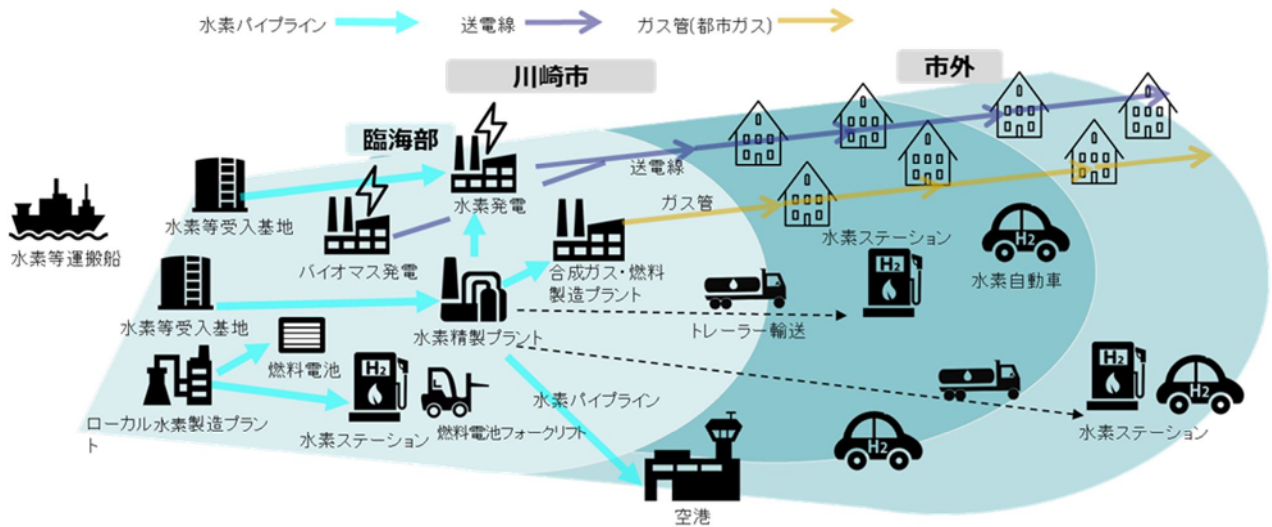
■ 要請事項

- 1 水素サプライチェーンの構築などに資する補助事業等について、強力な財政措置を講ずること。また、実証事業で整備した設備等を事業終了後も弾力的に活用できる制度とすること。さらに、設備導入補助を拡充すること。
- 2 海外事例等を踏まえ、水素の製造・貯蔵・運搬・消費等において確保すべき設備や離隔距離、貯蔵量上限等の規制改革・規制緩和を行うこと。
- 3 水素の効率的・安定的な供給に有効な水素パイプラインの新設や延伸の促進に向け、道路への埋設や橋梁への添架に関する設置基準等を早期に整備すること。
- 4 水素の環境価値を評価できる仕組みや制度を構築すること。

■ 要請の背景

- 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、一層の水素利用の拡大が求められる中、本市は平成27（2015）年3月に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を策定、さらに令和4（2022）年3月には「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を策定し、企業等と連携し、国の実証事業の活用等によるリーディングプロジェクトを推進しています。
- 水素の利用拡大には、革新的な技術の実装が不可欠であり、実証事業等への財政措置や、実証事業終了後の設備等の活用、設備導入補助の拡充が必要です。
- 水素の製造・貯蔵・消費・運搬等において、法令等の規制が水素の普及の障壁となっていることから、安全面を考慮しつつ積極的な規制改革・規制緩和が必要です。
- 水素パイプラインは、水素の効率的かつ安定的な供給に有効である一方、道路埋設や橋梁添架に関する基準が存在せず、新設や延伸において、道路占用許可等を円滑に受けることが困難であり、設置基準の整備が必要です。
- 水素利用によるCO₂削減効果等の環境価値の認証・評価制度など、水素の環境価値を見える化するとともに、既存のエネルギーに対し競争優位性を確保できる仕組みや制度が必要です。

川崎市が目指す2050年における水素社会のイメージ



これまでのプロジェクトから明らかになった水素社会実現に向けた課題

【全体】

水素サプライチェーン（ネットワーク）構築に向けた継続的な支援、水素の環境価値評価制度の構築が必要

【法規制】

FCフォークリフトや水素ステーション、定置型FCの普及等のためには規制改革・規制緩和が必要

【水素パイプライン】

パイプライン延伸・新設のためには道路埋設等に関する設置基準が必要

（参考）「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく8つのリーディングプロジェクト

1 水素サプライチェーン構築モデル

NEDO

AHEAD

5 燃料電池フォークリフト導入・グリーン水素活用モデル

環境省
Ministry of the Environment

TOYOTA Iwatani TOSHIBA

TOYOTA ENERGY SOLUTIONS

2 水素BCPモデル

TOSHIBA

6 パッケージ型水素ステーションモデル

三菱化工機株式会社

3 鉄道駅におけるCO₂フリー水素活用モデル

JR東日本

7 CO₂フリー水素充填・フォークリフト活用モデル

大陽日酸
The Gas Professionals

4 地域循環型水素地産地消モデル

環境省
Ministry of the Environment

SHOWA DENKO

8 燃料電池鉄道車両実用化モデル

JR東日本

